

札幌狸小路商店街の道路バリアフリー整備について

札幌狸小路商店街振興組合と札幌市は、「新・札幌市バリアフリー基本構想」(H21.3策定)に基づく商店街の道路のバリアフリー化を進めるに当たり、高齢者、障がい者等を含む歩行者が最優先との考えのもと、24時間歩行者専用化、許可を得て通行する荷捌車等が守る『車両通行ルール』の自主的作成や点字ブロックの道路中央敷設等、障がい者等にやさしい商店街を整備。

1. 事業の概要

○道路のバリアフリー化

- ・事業区間: 市道南2・3条中通線(狸小路1~7丁目、L=900m)
- ・事業期間: 平成24年8月~平成25年8月※1~6丁目、7丁目の整備は後年次。



整備前
点字ブロックがない状態。
車両通行時は歩行者と錯綜。



整備後
道路中央に点字ブロックを敷設。
24時間歩行者専用化。

○検討体制

①狸小路商店街道路環境整備検討協議会

- ・市と商店街振興組合の合同で協議会を設置。

②バリアフリーチェック

- ・市の制度に基づき、計画・設計
- ・施工の3段階で、高齢者・障がい者団体によるチェックを実施。
- ・点字ブロックの設置位置等、チェック時の意見を事業に反映。



バリアフリーチェック

2. 整備概要

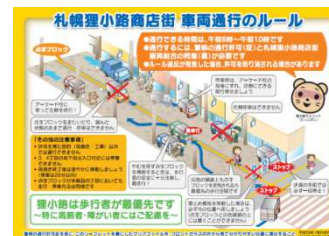
- ① 道路横断勾配の緩和
- ② 沿道の各店舗出入口における急勾配改善
- ③ 舗装面の改良(すべり抵抗、目地幅の改善)
- ④ 点字ブロックの敷設



整備後の舗装面

3. 24時間歩行者専用化と車両通行のルール

- ・交通規制の変更: 歩行者専用22時間⇒24時間(終日)
- ・道路中央に配した点字ブロックの利用者を含む歩行者の安全を確保するため、荷捌車(通行許可車)等の車両通行のルールを商店街振興組合で自主的に作成・運用。
- ・ルールの形骸化防止のため、継続的な啓発活動を実施。



車両通行のルール(商店街振興組合で運用)



商店街振興組合による啓発活動